

# 令和4年度 おおすみ地域力アップ支援事業 募集要項

## 1 趣旨

大隅地域振興局管内の4市5町では、少子高齢化や、空き店舗・廃学校の増加、全産業で担い手となる人材確保など、様々な地域課題を抱えている中、新型コロナウイルスの影響で地域の祭りやイベント等が中止を余儀なくされており、地域を支える団体の主体的な取組の実施が困難となり、地域の課題の進行に拍車がかかる懸念があります。

このような現状に対して、「大隅地域 地域振興の取組方針」に明記されている課題や取組方針に沿った形で、地域に根ざした集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他地域づくりに取り組む団体（以下、「団体」という。）が、地域課題を解決するための取組を本事業で支援することにより、大隅地域の課題を地域自ら解決していく仕組み作りを整えることを目的とします。

## 2 募集枠

### (1) 一般枠

団体が大隅地域振興局管内（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）で実施する地域づくりイベントや活動について補助します。

### (2) スポーツイベント枠

団体が大隅地域で実施するスポーツイベントについて補助します。

## 3 対象となる事業（補助条件）

対象事業は、以下に示す要件に該当する事業とします。

- (1) 大隅地域において実施する事業であること。
- (2) 一般枠は、「大隅地域 地域振興の取組方針」に記載の大隅地域の課題や取組方針に沿った取組であること。
- (3) 一般枠で実施する事業のうち、イベントを開催するものについては、2以上の市町村から参加者等を募ること。
- (4) スポーツイベント枠で実施するスポーツイベントは、「大隅地域 地域振興の取組方針」に記載の大隅地域の地域資源（施設やコース、景勝地等）を活用すること。
- (5) スポーツイベント枠で実施するスポーツイベントは、2以上の市町村から参加者等を募ること。
- (6) 団体が、自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする受益者が特定される事業でないこと。
- (7) 一過性の取組ではなく、事業終了後も事業成果を生かした取組が継続的に行われることが見込まれるものであること。
- (8) 他の事業等から補助を同時に受けないこと（※但し、他の事業等で不採択となったものは対象として応募できる）。
- (9) 既存のイベントについては、地域外からの交流人口の増大や産業振興につながるもので、規模の拡充や新たな取組を追加すること。

#### 4 応募できる団体

応募できる団体は、集落、自治会、NPO法人、ボランティア団体その他地域づくり活動に取り組む団体（これらの団体を含む各種実行委員会も対象となります。法人格の有無は問いません。）で、次の要件に該当することが必要です。なお、別記第3号様式による補助金の承認及び内示以後、次の要件を満たしていないことが判明した場合、補助金の承認及び内示や交付決定の取り消し、補助金返還命令等を行う場合があります。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあつては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - ② 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
  - ③ 暴力団
  - ④ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
  - ⑥ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
  - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
  - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (6) 上記(5)の③から⑨までに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
  - ① 暴力団  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - ② 暴力団員等  
鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
  - ③ 法人等  
法人その他の団体をいう。
  - ④ 役員等  
次に掲げる者をいう。
    - (ア) 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務

所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

(イ) 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

## 5 補助率・補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とします。補助金額は次に掲げる金額が上限となります。

- (1) 一般枠  
30万円(千円未満切り捨て)
- (2) スポーツイベント枠  
50万円(千円未満切り捨て)

※ 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、予めその金額を収支予算書(応募書類 別紙2)に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額(団体が自己負担する額が対象)となります。

## 6 事業の実施期間

補助金の交付決定日以降に事業を開始し、令和5年1月31日(月)までに終了している事業を対象とします。

但し、令和5年2月～3月上旬に事業を実施したほうが効果的である等終了時期を2月以降に希望する理由がある場合は別途相談に応じます。

## 7 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○補助対象経費

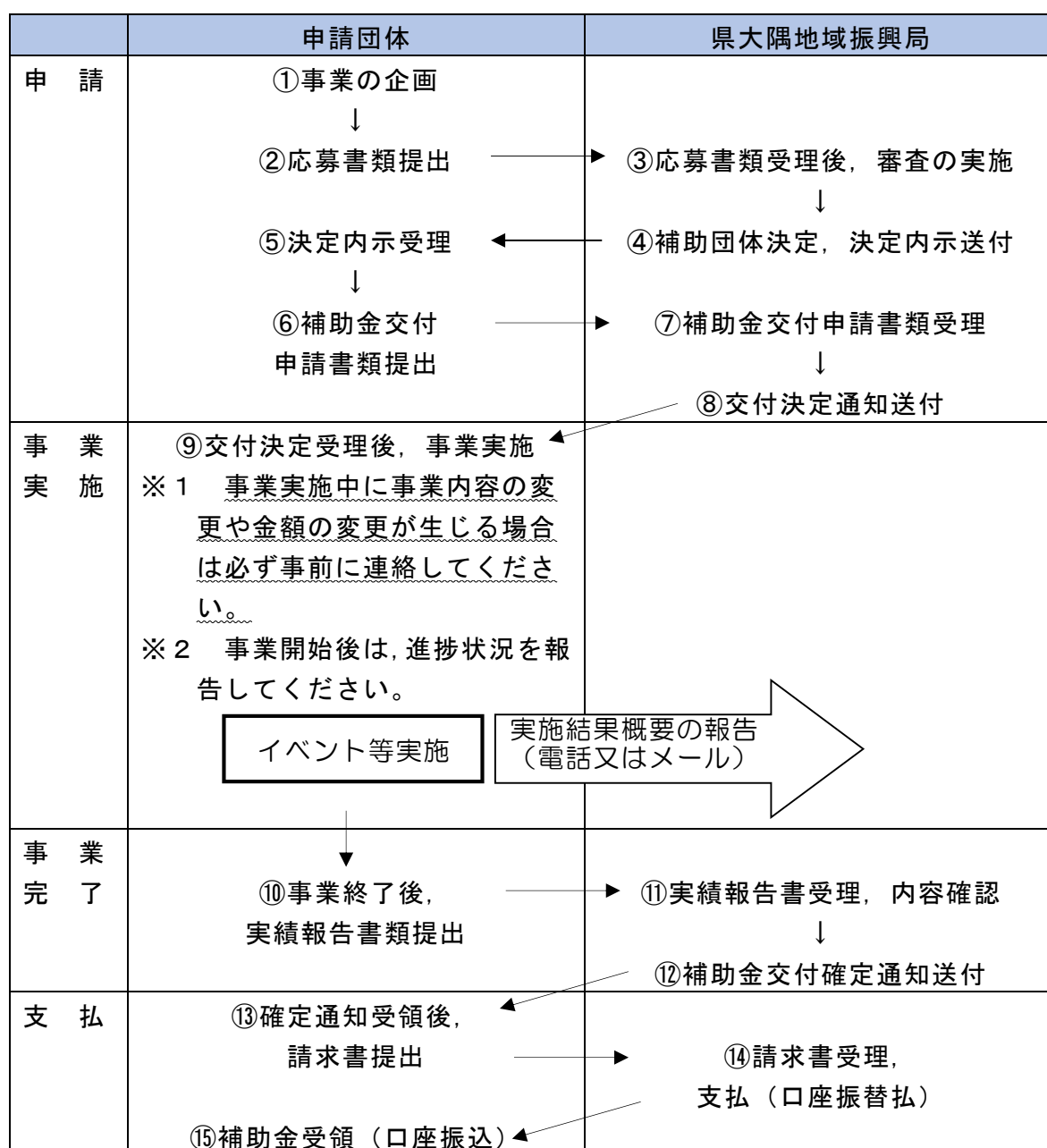
項目	内容
報償費	講師等謝金, 出演料, 指導料 等
旅 費	交通費, 宿泊費 等
需用費	消耗品費, 食糧費(※4), 印刷製本費 等
役務費	通信運搬費(ハガキ切手等), 手数料, 広告料, 火災保険料 等
使用料・賃借料	会場借上料, 自動車借上料, 機械借上料 等
委託料	委託料(当該団体で直接実施するよりは他の者に委託して実施させた方が効率的なもの)
賃 金	アルバイト賃金 等
その他	上記に掲げるもののほか, その他大隅地域振興局長が特に必要と認める経費

※1 領収書, 明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。

※2 補助対象経費には申請者(申請団体)に支出(支弁)される人件費(報償費, 賃金)は含まれません。

- ※3 事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等団体の経常的な管理運営経費は対象となりません。
- ※4 食糧費については、内部関係者の打合せの飲食費や、交流会・懇親会費用は対象となりません。（外部講師や内部関係者以外のボランティアの弁当代等が対象となります。）
- ※5 他の事業と共通して支払を行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分してください。
- ※6 備品購入など個人の資産形成に資するもの等、大隅地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。
- ※7 補助対象となるか疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

## 8 事業の流れ



## 9 スケジュール

項目	内容
応募期間	令和4年4月25日（月）～5月20日（金）17時まで
審査・選考	令和4年5月23日（月）～27日（金）
結果通知	令和4年5月31日（火）までに行う。
交付申請 交付決定	結果通知日の翌日以降
事業実施	原則、令和5年1月31日（月）までに事業終了
実績報告	事業終了後20日、もしくは令和5年1月31日（月）のいずれか早い日までに実績報告書類提出
完了検査	県大隅地域振興局による完了検査実施
交付確定	完了検査の結果合格であれば、補助金交付確定通知を行う。
請求	補助金交付確定通知受領後、県大隅地域振興局に補助金の請求を行う。
補助金受領	請求書受領後、県大隅地域振興局は補助金を支払う。

## 10 応募期間と応募方法

### (1) 応募期間

令和4年4月25日（月）～5月20日（金）

応募書類の提出（※令和4年5月20日（金）17時必着）

### (2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵送又は持参してください。

※1 ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

※2 令和4年5月20日（金）の17時を過ぎて提出された書類は受け付けできません。

### (3) 応募書類

以下の①から⑦までの様式は、県のホームページ（ホーム>地域振興局・支庁>大隅地域振興局>地域情報>おおすすめ地域力アップ支援事業を行う団体を募集します）に掲載していますので御利用ください。

なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。

① 「おおすすめ地域力アップ支援事業」企画書（別記第1号様式）

② 事業企画書（別紙1）

③ 収支予算書（別紙2）

④ 事業の実施体制（別紙3）

⑤ 団体概要（別紙4）

⑥ コロナ対策要件確認書（別紙5）

⑦ 誓約書（別記第2号様式）

⑧ 添付書類（A4版とします。書式は自由です。）

(ア) 団体の定款・規約

(イ) 団体の役員名簿

(ウ) 実施する事業の内容を理解するために参考となる資料（既存の資料で可）

(4) 応募先

大隅地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6

電話 0994-52-2088

## 11 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類の書類審査（応募要件や必要書類の確認等）で選考・決定いたします。

## 12 審査のポイント

審査のポイントにおける主に次のとおりです。

(1) 目的の的確性

「大隅地域 地域振興の取組方針」に記載の地域課題や取組方針に沿った事業目的を有しているか。

また地域課題解決するために、地域資源を十分活用し、他地域との交流人口の増加や団体等の育成を図ること等が期待できる事業であるか。

(2) 事業の実現性

団体が自主的に取り組み、かつ、公益的な事業であるか。

(3) 事業の妥当性

団体の構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でなく、事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であるか。

(4) 事業の継続性

当該事業が一過性の取組ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かして継続的に活動や事業を行うことが見込めるか。

(5) 事業の効果

期待できる事業の効果について、実施する事業の成果等を具体的に数値化して効果を測定できているか。

（例）

- ・参加者数●●人、次年度以降も継続して開催し、新たな地域PR活動（イベント）となる。
- ・新商品のR4年度販売目標●●個、今後販路を大隅地域だけでなく、薩摩半島方面にも更に拡大していく。

(6) その他評価のポイント

上記(1)～(5)のほか、以下が主な評価のポイントになる。

- ・複数の課題に同時に取り組む事業

（例）

高齢者・障害者の社会参画×空き店舗等の利活用＝高齢者・障害者主催のマルシェを空き店舗で実施する事業

- ・新規性の要素を追加している事業

今年度から新規に取り組む事業，もしくは過去に実施している事業で，将来の発展を見据えて本事業を活用した新規要素を加えているもの

・事業実施にあたって，連携する団体等が多い事業

事業実施にあたって，他団体と連携（例：イベント実施にあたって，他3団体にも協力を仰ぐ等）している事業

・事業の参画者（集客含む）が多い事業

事業の実施に際して，地域住民の参画や，広報を広く行うことによる集客数が多いか。

### 13 選考結果と補助金の交付

#### (1) 選考結果

選考結果は，応募いただいた全ての団体に対して，別記第3号様式または第4号様式により通知します。

#### (2) 補助金の交付申請

補助対象団体に選定された団体については，次の「補助金交付申請書類」を提出していただきます，それに基づき，補助金の交付決定を行います。各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

#### (3) 補助金の交付

補助金は，事業完了後，団体からの実績報告を受けて精算・交付いたします。

なお，概算払いは，交付決定額の2分の1以内の額とします。

但し，概算払い後，最終的な補助金の額を確定する段階で，補助対象額が減少した場合は，補助金の一部を返還していただくことがありますので，御了承ください。

### 14 事業内容または事業費の変更について

補助金交付申請書類を提出後，事業内容や事業費に変更が生じる可能性がある場合は，軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

### 15 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して（完了日を含めて）20日又は令和5年1月31日（月）のいずれか早い日までに，次の書類を提出してください。

但し，上記「5」により，事業完了日が2月以降となる場合は，事業完了後速やかに次の書類を提出してください。各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支決算書

(4) 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し

(5) 事業実施に関連する写真，チラシ・ポスターなどの資料等

### 16 その他の留意事項

(1) 事業の実施で作成するポスター，チラシ等の広報資料には，次の記載例を参考

に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

なお、その旨の記載がないポスター、チラシ等の広報資料作成に係る経費は、補助対象外経費となる場合があります。

(記載例)

この事業は、鹿児島県地域振興推進事業（おおすみ地域力アップ支援事業）として鹿児島県大隅地域振興局から助成を受けています。

- (2) イベント等を行う場合は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じたうえで開催してください。

## 17 問い合わせ先

大隅地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒 893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6

電話 0994-52-2088

Eメール : oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp



(参考)

## おおすみ地域力アップ支援事業 想定される事業テーマの例示

「大隅地域 地域振興の取組方針」に明記されている課題や取組方針に沿った形で、地域に根ざした集落等団体が地域課題を解決するための取組を本事業で支援することにより、大隅地域の課題を地域自ら解決していく仕組み作りを整える(コミュニティ・プラットフォームの維持・新設・強化を図る)とする。

### 【一般枠 地域の魅力発信の取組】

・地域の魅力を発信するためのコンサート及び特産品販売イベントの開催

### 【一般枠 多様なひとなつなぐ場づくりの取組】

・空き店舗、空き家、廃学校等を活用するためのリニューアール等の活動  
・空き店舗、空き家、廃学校等を活用したマルシェの開催 など

### 【一般枠 基盤を生かす取組】

・地元食材や特産品を用いた商品開発  
・歴史・文化の保存・継承等イベント など

### 【一般枠 共生協働の取組】

・高齢者や障害者の社会参加のきっかけとなるイベント(農福連携マル

### 【スポーツイベント枠】

・ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅で実施するイベントやスポーツ教室  
・サイクリングイベント など

### 【助成の対象とならない事業(例)】

- ①本事業以外で国や県・市町村等、他の補助金を受けている事業
- ②物品の購入や施設整備のみを目的とした事業… 自治会用掲示板、AEDの購入等
- ③懇親や娯楽だけを目的とする事業… 慰安旅行、カラオケ大会、麻雀大会等
- ④神事や仏事の実施を目的とする事業… 宗教的な祭り
- ⑤参加の機会が一部の住民のみに限られる事業… 趣味やスポーツ等サークル活動等
- ⑥補助金のほとんどを委託料で支出する事業… 業者に委託した除草作業等
- ⑦周年記念のみを目的とする事業… 自治会設立〇〇周年記念行事等
- ⑧営利のみを目的とする事業… 物販中心のイベント(バザー)等

※上記以外にも、補助条件や補助の趣旨に沿わないと判断される場合は、対象外となる場合がある。

### 「大隅地域 地域振興の取組方針」

- (1) 「おおすみ」の魅力を発信、知ってもらい、「おおすみ」の価値を高める
- (2) 「おおすみ」の多様なひとなつなぐ、育てる、役割づくり、活躍の場づくり
- (3) 「おおすみ」の基盤をつくる、基盤を生かす
- (4) 「おおすみ」で安心して暮らす、始める、働く